

## 山梨大学の研究者への研究支援の手続に関する申合せ

制定 平成27年9月3日

改定 平成30年1月30日

平成30年12月18日

### (趣旨)

第1 この申合せは、山梨大学（以下、「本学」という。）男女共同参画推進室（以下、「推進室」という。）が行うワークライフバランスを推進するための支援事業について、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2 この申合せにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

#### (1) 研究者

常時勤務する教授・准教授・講師・助教・研究員など、府省共通研究開発管理システム(e-Rad)の研究者番号を付与されている者

#### (2) ライフイベント

妊娠、出産、育児（小学校卒業までの子の養育）、介護（2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある家族の生活支援や世話）

#### (3) キャリアアシスタント

ライフイベント中の研究者の研究を補助する技術補佐員

## 第1節 女性研究者に対する産休・育休からの復帰支援制度

### (目的)

第3 出産・育児によって研究活動が中断した研究者が、職場復帰を果たし、研究の停滞を取り戻すことを促進するために、復帰後における研究活動及びそれに伴う経済的負担に対して支援することを目的とする。

### (支援の対象者)

第4 支援の対象者は、本学に在職する研究者のうち、産後の特別休暇または育児休業から職場復帰した者とする。

### (助成の対象)

第5 助成の対象は、次の各号に定めるものとする。

(1) 申請時点で職場復帰後1年以内の者が、国内外で開かれる学会に情報収集のために参加する場合。

(2) 申請時点で職場復帰後2年以内の者が、国内外で開かれる学会に主たる研究者として口頭またはポスター発表を行う場合。

(3) 申請時点で職場復帰後2年以内の者が、休日に国内外で開かれる学会に参加するため、臨時的に保育サービスを利用する場合。

(助成額等)

第6 助成額は、次の各号に定めるものとし、他の機関からの資金と重複しないことを条件とする。ただし、予算の状況により助成額に変更が生じる場合がある。

(1) 第5の(1)及び(2)に対し上限5万円とし、助成金の用途は旅費(交通費、日当、宿泊費)とする。

(2) 第5の(3)に対し一回あたり上限1万円とし、助成金の用途は休日に利用する保育サービス費とする。

(申請の方法)

第7 原則として半期ごとに学内公募を行う。申請者は、公募期間内に申請書(別紙様式1)を推進室へ提出する。なお、一人が応募できる件数は半期につき1件までとするが、第5の(1)または第5の(2)と第5の(3)は同時に申請できるものとする。

(助成決定の通知)

第8 審査のうえ助成を決定したときは、推進室から申請者本人へ速やかに通知する。

(助成を受ける者の手続き等)

第9 助成を受ける者は、学会参加に関する費用が生じ次第、速やかに実績報告書(別紙様式2)を推進室へ提出するものとする。

## 第2節 女性研究者に対する論文投稿費と英文校閲費支援制度

(目的)

第10 ライフイベントにより研究活動が停滞した女性研究者の論文作成に伴う経済的負担の支援を行うことを目的とする。

(支援の対象者)

第11 支援の対象者は、本学に在職する研究者のうち、次の各号を満たす者とする。

(1) ライフイベント中、もしくはこれに相当すると男女共同参画推進室長が認める者

(2) 筆頭著者として論文を作成する者

(助成額等)

第12 助成額は、論文一編あたり上限5万円とし、助成金の用途は論文投稿費(英文校閲費を含む。)とする。

(申請の方法)

第13 原則として半期ごとに学内公募を行う。申請者は、公募期間内に申請書(別紙様式1)を推進室へ提出する。なお、一人が応募できる件数は半期につき1件までとする。

(助成決定の通知)

第14 審査のうえ助成を決定したときは、推進室から申請者本人へ速やかに通知する。

(助成を受ける者の手続き等)

第15 助成を受ける者は、論文投稿費が生じ次第、速やかに実績報告書(別紙様式2)を推進室へ提出するものとする。また、論文の謝辞(acknowledgements)で本支援を受けた旨を記載すること。

### 第3節 キャリアアシスタント制度

(目的)

第16 推進室がキャリアアシスタントを雇用・派遣し、本学の研究者の研究活動を補助することによりライフイベントとの両立を支援するとともに、キャリアアシスタント自身の研究キャリアの形成支援を目的とする。

(支援の対象者)

第17 支援の対象者は、本学に在職する研究者のうち、共働き世帯又は一人親家庭の者でライフイベント中の者、ライフイベント中の配偶者がいる者、もしくはこれに相当すると男女共同参画推進室長が認める者。

(申請の方法)

第18 原則として半期ごとに学内公募を行う。申請者は、申請書(別紙様式3)を推進室へ提出する。

(支援の決定)

第19 申請が多数であった場合は、山梨大学女性活躍推進行動計画に基づき女性の研究者を優先する。

(キャリアアシスタントの募集と選考)

第20 キャリアアシスタントの応募資格等は次の各号とし、選考は、支援が決定した研究者からの申請に基づき、個別事情に十分配慮したうえで、推進室が行う。

(1) 応募資格

被支援者が求める能力を有する者であり、研究補助業務を通じて研究者等へのキャリアパスを具体的に考えようとする意志を持っている者とする。

(2) 身分

推進室に所属し、「国立大学法人山梨大学非常勤職員就業規則」第2条第2項第3号に定める非常勤職員とする。

(3) 職務内容

研究者の研究補助業務に当たる。

(4) 勤務時間

キャリアアシスタント自身の研究活動、授業等に支障が生じないよう配慮の上、一日6時間以内を原則とする。尚、申請時間に変更が生じた場合は、推進室に連絡を入れることとする。

(5) 給与

「国立大学法人山梨大学非常勤職員給与規程」による。

(6) その他

その他必要な事項は個別に定める。

第4節 その他

(その他)

第21 この申合せに定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附記

- 1 この申合せは、平成27年9月3日から施行する。
- 2 山梨大学の研究者への研究支援に関する実施要領（平成25年2月14日制定）は廃止する。

附記

この申合せは、平成30年4月1日から施行する。

附記

この申合せは、平成31年4月1日から施行する。